

第3次地域就労支援基本計画 施策体系表一覧

| 具体的施策 | 体系番号 | 具体的支援 (就労阻害要因の類型) | 説明 | 担当課 |
|-------------------------|------|---------------------------------------|---|--|
| 1. 就労相談援助体制の充実 | 100 | 地域就労支援コーディネーターによる相談援助体制の整備 (①②③④⑤) | 地域就労支援事業の主担者として、地域就労支援コーディネーターを市内に配置し、就労困難者等の身近に、いつでも気軽に相談できる環境を整えます。 | 労働支援課 |
| | 110 | 庁内連携体制の構築 (①②③④⑤) | 庁内で実施している各相談窓口と緊密な連携を図り、就労支援が必要な就労困難者等をスムーズに地域就労支援センターへ誘導します。 また、ケース会議を活性化し、各課との連絡調整や情報共有に努め、全庁的に計画を推進していきます。 | 人権政策課、人権コミュニティセンター、地域共生推進課、生活福祉課、障がい福祉課、こども若者政策課 |
| | 120 | 他の就労支援事業との連携体制の構築 (①②③④⑤) | 労働支援課で所掌している他の就労支援事業（パーソナル・サポート事業及び無料職業紹介事業）と緊密に連携し、いずれの相談窓口に来られた相談者であっても、適切な支援を受けることができる体制を構築します。 | 労働支援課 |
| 2. 求人情報提供体制の充実 | 200 | 求人情報提供体制の充実 (①②) | 国（ハローワーク）の運営する地域職業相談室との連携のもと、八尾市ワークサポートセンターの円滑な運営を図り、企業等の雇用に係るニーズの把握に努めるとともに、就労困難者等への求人情報提供体制を整備します。 | 労働支援課 |
| | 210 | 就職面接会等の開催 (①②) | ハローワークや八尾市無料職業紹介所と連携し、地域の企業等の協力を得て、就職面接会などを開催し、雇用機会の拡大に努めます。 | 労働支援課 |
| 3. 新たな働く場の創出支援 | 300 | 新たな働く場の創出支援 (①②) | 企業等と就労困難者等のマッチング機会を拡大するために、就労困難者等が有するさまざまな能力や資格、技能・技術などを企業等に伝えることにより求人の確保に繋げます。 | 労働支援課 |
| | 310 | 多様な働き方に関する情報の収集・提供 (①②) | 「雇用」という形態にとらわれることなく、起業など、多様な働き方や職域に関する情報を収集し、就労相談や学習機会を通じて提供します。企業等に対しては、多様な働き方に関する情報提供や啓発を行い、労働環境の向上を促進します。 また、中間的就労に対する事業所の理解を深めるための啓発を行い、社会的企业の育成に努めます。 | 労働支援課、人権政策課 |
| 4. 情報提供や啓発活動を通じた雇用の場の拡大 | 400 | 各種助成金制度に関する情報提供 (②) | 雇用に関する助成金制度の周知徹底を図ることにより、就労困難者等の雇用機会の拡大を促します。特に、特定求職者雇用開発助成金など、障がい者や高齢者の雇用につながる助成金制度については、八尾市無料職業紹介所などから事業所に対し積極的に情報提供し、活用を促します。 | 労働支援課 |
| | 410 | 労働法制の周知徹底 (①②) | 労働関連法規や諸制度、先進事例などに関する情報を収集するとともに、その周知徹底を図るため、企業等に対して積極的に情報提供します。 また、労働者向けの法律相談窓口として勤労者法律相談を実施し、労働問題の解決を支援します。 | 労働支援課 |
| | 420 | 就職差別解消に向けた取り組み (②) | 大阪労働局、ハローワークと連携し、就職差別の解消に向け、公正な採用選考の周知徹底に努めます。 また、八尾市企業人権協議会と連携し、企業内人権教育の推進を図ります。 | 労働支援課 |
| | 430 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (②) | 労働者が長時間労働を行うことなく、各々のライフステージに応じた働き方ができるよう、多様な働き方に関する情報を収集し、労働者、企業等の双方に対し周知啓発を行うことで、その普及促進に努めます。 | 労働支援課、人権政策課、こども若者政策課 |
| | 440 | ダイバーシティ経営及び働き方改革の推進 (②) | ダイバーシティ経営とは「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することでイノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」と定義されていることから、ダイバーシティ経営を推進することにより、多様な人材が活躍できる場の拡大を図ります。 また、多様な人材が活躍するためには、柔軟な働き方ができる環境整備が必要となることから、働き方改革の推進に取り組みます。 | 労働支援課 |
| | 450 | ハラスメント防止の啓発 (②) | 労働者が個人としての尊厳や人格を不当に傷つけられることなく、能力を十分に発揮し、安心して働くことができるよう、ハラスメント防止の啓発に努めます。 | 労働支援課 |
| 5. 安心して働くことができる生活環境の整備 | 500 | 働く環境を整えるための生活支援 (①②③) | 仕事と育児や介護の両立を支援するため、施策の充実に努めます。 | 高齢介護課、こども若者政策課、保育・こども園課、こども施設運営課、こども総合支援課 |

| | | | | |
|----------------------------|-----|--------------------------------|--|---|
| | 510 | 労働相談の実施 (①②) | 職場でのトラブル解決を支援し、雇用形態の多様化に伴い複雑化している労働者の権利を守り、労働者の特性に応じた雇用の安定を実現するため、勤労者法律相談などの労働相談を実施します。 | 労働支援課 |
| | 520 | 職場定着支援の充実 (②③④) | 就労後の職場定着を図るため、長期的に、助言・指導などの支援を継続し、就労困難者等本人と企業等との調整機能を果たします。 | 労働支援課 |
| 6. 関係機関・団体などとの連携による協力体制の構築 | 600 | 関係機関・団体などとのネットワーク構築 (①②③④⑤) | 国や府、他市町村、関係団体などとの連携を図り、情報の共有やイベントの共同開催など、効果的な事業推進に努めるとともに、地域に根ざした支援を実施するため、自治組織や地域の活動団体、ボランティアなどとの連携を深めます。 また、ハローワークや官公庁の実施する連絡会議などを積極的に活用し、市で実施している就労支援施策を広報するとともに、情報共有及び広域連携を構築・維持していきます。 | 労働支援課、地域共生推進課、生活福祉課、高齢介護課、障がい福祉課、こども若者政策課 |
| 7. 職業観・働く意欲の醸成、向上 | 700 | 子どもの発達段階に応じたキャリア教育の推進 (④⑤) | 社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択できる能力や、しっかりとした勤労觀・職業觀を身につけ、社会人として自立していくために、学校教育の段階から発達段階に応じたキャリア教育の推進に努めます。 | 学校教育推進課 |
| | 710 | 個々の適性を見極めた進路指導 (④⑤) | 学校において、生徒の希望や適性、能力に応じた進路指導を実施し、目標を実現するために適切なサポートを実施していきます。 | 学校教育推進課 |
| | 720 | 青少年の社会的適応力を高める支援 (④⑤) | 社会的自立が遅れている青少年の悩みや不安を解消することにより、自信や意欲を回復し、自立に向けた意欲を高めます。 | 生涯学習課、青少年会館 |
| | 730 | 若年者向け就労支援事業との連携 (④) | 国や府及び市が実施している若年者向け就労支援事業（若者サポートステーション事業、社会的居場所事業など）との連携を図り、職業相談やセミナー及びコミュニケーション訓練などを通じて、若者の就労支援を実施します。 | 労働支援課、青少年会館 |
| | 740 | 就労相談などの実施 (①②③④⑤) | 主体的に就労に向けた活動が行えるように就労相談を実施するとともに、関係機関の事業を活用し、就労意欲の向上を促進します。 また、大阪府やハローワークと連携し、就職面接会の会場などにおいて、労働相談や職業適性診断の機会を提供し、自己理解の促進を支援します。 | 労働支援課、地域共生推進課、生活福祉課 |
| 8. 教育訓練機会の提供 | 800 | 職業能力開発講座の充実 (⑤) | ハローワークや大阪府など、関係機関と連携し、就労に必要な基礎的能力や専門的知識・技能を身に付けることを目的とした講座や教育訓練機会の提供に努めます。 | 労働支援課 人権コミュニケーションセンター |
| | 810 | 職業訓練・職場体験機会などの提供 (⑤) | 本市のみならず、大阪府や商工会議所及び他の就労支援機関などと連携し、職業訓練・職場体験・コミュニケーション訓練（日本語会話訓練を含む）を実施する過程において、事業所の求める実践力を培い、職業観や職場環境に対する理解を促進します。 また、ハローワークにおけるトライアル雇用制度などを活用し、能力や適性を見極めた上での職場定着を促進します。 | 労働支援課 |
| 9. 職業適性診断などの活用 | 900 | 職業適性診断などの活用 (⑤) | 就労困難者の自己決定能力を補い、能力と適性を把握するため、就職面接会などにおいて、職業適性診断を実施します。また、キャリアカウンセリングや経験能力評価基準などを活用し、就労困難者などの職業能力についての課題把握に努めます。 | 労働支援課、生活福祉課 |
| | 910 | 資格取得支援 (⑤) | 職業能力の向上を具体化し、就労困難者等の意欲やモチベーションの維持を図るため、資格の取得を推進します。 | 労働支援課、こども若者政策課 |

※ 就労阻害要因の類型

①情報の不足 ②働く機会の不足 ③生活上の課題 ④勤労觀・職業觀の未成熟 ⑤職業能力・キャリア形成機会の不足